

## 11. 53

## 願書、審判請求書等の住所又は居所、氏名又は名称中の区切り記号及び連字符についての取扱い

1. 願書、審判請求書等の出願人等の表示と添付書類（代理権を証明する書面、法人証明書等）及び中間書類の表示の相違が、区切り記号（コンマ、ピリオド、中点、句点、読点）及び連字符に係るものであるときは、補正を命ずることなく受理することとする（登録申請書と添付書類及び特許登録原簿との相違の場合も同様に取り扱うこととする。）。  
ただし、数字については、桁数の違いと区別できない場合は、本取扱いを適用しない。
2. 特許権の存続期間の延長登録出願の出願人の表示と特許登録原簿上の特許権者との相違が、区切り記号及び連字符に係るものであるときは、同一性を否認しないこととする（特許出願等に基づく優先権の主張を伴う出願、変更出願、分割出願、補正却下後の新出願、実用新案登録に基づく特許出願、関連意匠出願及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願についても、同様に取り扱う。）。

（改訂令和4・1）